

## 情報セキュリティインシデント対応チーム運営規程

平成30年11月28日

規程第 19 号

### (目的)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学情報システム運用基本規程（平成30年公立大学法人秋田公立美術大学規程第18号）第10条の規定に基づいて設置する情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものである。

### (組織)

- 第2条 CSIRTは、情報セキュリティインシデント対応チーム責任者（以下「CSIRT責任者」という。）および担当者で組織する。
- 2 CSIRT責任者は、CSIRTの業務を統括するとともに、必要に応じて行う学内外関係機関との情報セキュリティインシデントに関する情報共有活動の責任者を務めるものであり、全学総括責任者が指名する。
  - 3 担当者は、1名以上置くものとし、全学総括責任者が任命する。
  - 4 CSIRT責任者は、必要があると認めるときは、全学総括責任者の承認を得た上で、前項に掲げた以外の者を担当者に加えることができる。
  - 5 CSIRT責任者は、CSIRTの構成員の中から情報セキュリティインシデント対応チーム副責任者（以下「CSIRT副責任者」という。）を指名するものとし、CSIRT副責任者は、CSIRT責任者に事故があるときは、CSIRT責任者の業務を代行するものとする。

### (全学統括責任者等の役割)

- 第3条 全学総括責任者は、CSIRTの活用が円滑に行えるよう、予算措置や適切な権限委譲を含めた環境を整えるとともに、必要に応じて活動内容について助言または指導を行うものとする。
- 2 部局総括責任者は、情報セキュリティインシデントの発生に備え、CSIRTと連携して、連絡、報告、情報集約および被害拡大防止のため

の緊急対応に必要な体制を整えるものとする。

(担当者の役割)

第4条 担当者は、次に掲げる事項を所掌するものとする。ただし、CSIRT責任者は、あらかじめ全学総括責任者の承認を得た上で、活動の一部について外部委託を行うことができる。

- (1) 本学における情報セキュリティインシデントの報告窓口として、学内からの情報セキュリティインシデントの可能性のある事象に関する情報を受け付けるとともに、本学情報ネットワークの監視に関する情報も活用することにより、情報セキュリティインシデントに関する事象を正確に把握すること。
- (2) 情報セキュリティインシデントに関する外部機関との連絡窓（POC：Point of Contact）機能を、本学の総務部門や広報部門と連携して提供すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントの発生時に、必要に応じて被害の拡大防止、復旧および再発の防止にかかる技術的支援や助言を行うこと。
- (4) 情報セキュリティインシデントの発生時に、あらかじめ全学総括責任者による承認を得た条件を満たす場合には、CSIRT責任者の判断により本学情報ネットワークの緊急遮断措置を行うこと。これ以外の権限については、必要な場合はあらかじめ全学総括責任者から移譲を受けた措置について、全学総括責任者の承認を都度受けることなく行うことができる。
- (5) 学内の情報セキュリティインシデントの発生状況を定期的に取りまとめ、全学総括責任者に報告するとともに、対策に関する意思決定を支援すること。
- (6) 情報セキュリティインシデントへの対処能力を向上させるため、必要に応じてCSIRT構成員を対象とする研修や訓練などを実施すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、CSIRTの組織および運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

